

評価育成システムの一層の改悪 授業評価査定反映試行に反対しよう

新勤評制度はいらない！ 全国交流会ニュース

3号

2012年9月1日

連絡先
〒530-0047大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル2F 冠木法律事務所
気付 事務局井前弘幸

新勤評制度はいらない！全国交流会とは
私たちは2006年に評価・育成システムは教職員に教育委員会と校長が一方的に教育目標を押しつけ、教育を偏ったものにするもので憲法・教育基本法に違反すると裁判に訴えました。引き続き制度改悪に反対しています。

現場教職員の声も、生徒、保護者の声も聞かずに 府教委事務方だけで一方的に試行を強行するな

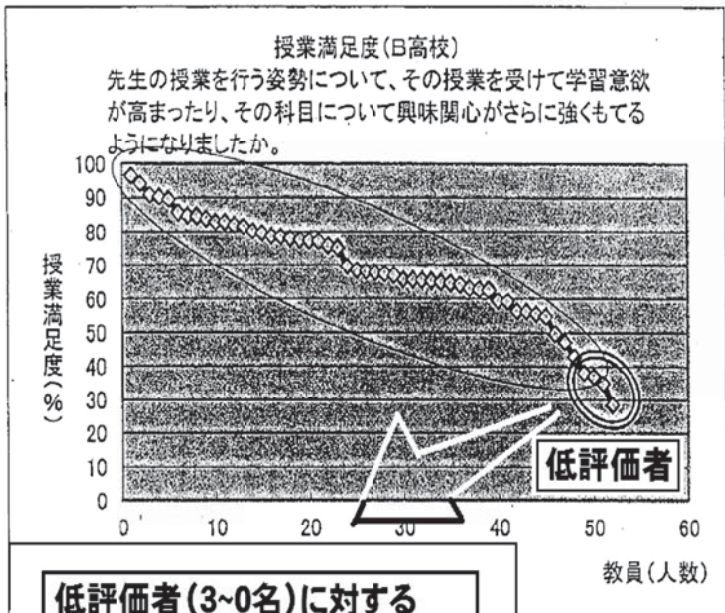
新聞報道によれば大阪府教委は8月24日に生徒・保護者の授業評価を教職員の評価（査定）に導入する試行を行うことを決めました。

しかし、24日の教育委員会議では「評価・育成システム改革ワーキンググループ」の検討内容は隠されたままで、教育委員は知らない内容について報告を了承するという無責任極まる対応をとっています。

今回の試行は、大阪維新の会が支配する府議会の条例決定を受けて「授業評価を教職員評価に反映させる」ことを何が無責任極まる事務方だけで作るワーキング

授業評価での低評価者抽出の検討案

府教委ワーキンググループの検討資料より



低評価者(3~0名)に対する 校長・府教委の重点授業観察

- 校長等による複数回の授業観察等
- 教委指導主事等の授業観察
(指導主事・管理主事・資質向上指導員等)
- 第三者による授業観察

生徒の授業評価の「満足度」などに基つき全教職員を数値順に並べ「低評価者」を引っ張り出す。

府教委のワーキンググループで議論されている改定の主な内容には、①生徒・保護者の授業評価（主に満足度等で点数化する）に従って教職員の評価を高・中・低の3群に分けること。

（上図のように）に生徒の満足度等に基づき学校中の教職員の数値を並べて、数字の低いものを低評価者とする。低評価者の人数は高校では3~0名と想定すること。②評価・育成システムの「学ぶ力の育成」を「授業力」という極めて狭いものに改悪し、低評価者の評価は「授業力」をB評価とする。③この低評価者に対して、重点授業観察と称して「校長等による複数回の授業観察」「教委指導主事等の授業観察（指導主事・管理主事・資質向上指導員）」「（第三者による授業観察）」を執拗に繰り返す特別指導などが含まれています。

生徒の授業評価を評価・育成システムにおける管理職からの教職員への評価に組み込むことを前提にすれば大きな問題が起ることは明らかです。実際に授業を受けているわけではない保護者の伝聞による評価で教職員の評価を決めるなどできるはずがありません。生徒の授業評価についても厳しい教職員が低評価されるなど客観性は保証されず、教職員の「人気投票」に終わる可能性も大きいです。教職員の側で生徒の嫌がる難しい問題を回避することや、生徒に媚びる授業をする傾向が強まることも考えられます。

「親の意見で教育が動かされてはならない」 小河教育委員でさえ危惧するのになぜ強行するのか

この点について24日の教育委員会で教育が動かされてはいけない」「授業がいいか悪いかは外からいえるものではない」「現場が不快感を覚えてはいけない」「ダメ教師を引っ張り出すためのデータ集めにならないように」と至極もつともな危惧を表明しています。他の委員からも様々な危惧が出されています。本来現場、保護者の意見を聞くべきところを、条例にあわせることを至上命令とする事務方が一方的に強行しているのです。

作って押しつけようとしているのです。府教委は現段階で具体的な内容を何一つ示さないにも関わらず、9~10月に府下の全公立学校で授業アンケートを実施し、さらに数十校で「授業力評価」の試行を実施し、11月には試行まとめを行い、来年4月から本実施するつもりです。授業評価の試行は重大な問題点を持つだけでなく、現場を混乱させます。試行への疑問や徹底した批判、追求の声を府教委にぶつけることで一方的な制度改悪をやめさせましょう。

生徒授業評価の教職員評価への導入は「不適格教員」を無理矢理作り出す

今回の評価・育成システムの改悪は「指導力不足教職員」を無理矢理作り出し、不適格教員のレッテル張りを行うためのものと考えざるを得ません。高校で三名（5%）という数字は、橋下市長が知事時代に教職員に無理矢理下位評価をつけると迫つ

たときの数字です。しかも、月に成立した条例では二年連続最下位評価（C）なら免職（クビ）できるとなっています。府教委はすでに5月に「指導が不適切である教員に関する記録について（通知）」を発し、「指導が不適切な教員の校内に

おける状況を記録する様式を作成したので、指導が不適切な教職員の「早期発見、早期対応」に努めよ、と指示しています。指導が不適切な教員との関連はワーキンググループの検討の中でも行われており、評価育成システムの改悪がこの指導力不足

教職員への対応と連動しているのは明らかです。このような制度は教員の育成でも何でもありません。教職員間に分断と対立を持ち込み、同僚に対する不信を煽り、病気を抱えて勤務したり、問題を抱えるなど弱い立場の教職員を学校現場から追い出すためのものです。授業評価の試行は秋に行われます。制度改悪の問題を現場で明らかにし、反対の声を上げていきましょう。

6月13日、最高裁は、新勤評Ⅱ「評価・育成システム」

「反対訴訟に対し」上告不受理決定」通知書を送りつけてきました。2010年4月に上告理由書を提出してから2年1ヶ月、最高裁は私たちの訴えを放置し続けた上に、たった一枚の紙切れで訴えを棄却したのです。

この間、裁判の行方を温かく見守っていたいただいた皆様に、まずこの報告をし、これまでの支援・協力に感謝致します。その上で改めて政治の教育に対する不当介入を許さない闘いの継続を訴えたいと思います。

私たちが訴訟の中で一貫して訴えたのは、新勤評制度を通じた政治・教育行政による教育支配、子どもたちへの支配、教育破壊を許してはならないということでした。

最高裁は、橋下・維新の会による教育の支配がエスカレートしているまっただ中で「判決」を2年以上回避し、「教育基本条例」等が強行された後になって、自分が何も判断もしなくていい「不受理決定」で逃

最高裁の上告不受理Ⅱ棄却決定糾弾 橋下・維新の教育支配・破壊を容認する最高裁決定許さず 新勤評制度廃止まで闘いを継続しよう

大阪府・市の教育・職員関連条例は、誰が見ても政治による教育支配そのものです。教員評価制度についてだけ見ても、①「教育目標は知事・市長が決める」「教育委員会はその具体化を行う」「校長は各学校に

員を観察授業や改善指導の対象とし、「不適格教員」をあぶり出し、でっち上げる制度設計が目論まれています。④システムを使った賃金差別は拡大し、府知事・市長は下位評価者を無理からあぶり出す圧力をかけています。私たちは新勤評制度の開始以来、制度に反対して闘い、2006年11月には裁判を起こしました。最高裁上告直前には独自

②評価・育成システムは条例を実施するテコとしてより悪質な役割を与えられます。知事・市長―教育委員会―校長の設定した目標に従って自分の目標を設定し、その達成度を競うことが教職員の活動、評価の基準とされています。③2年連続最低評価で免職（解雇）の規定で絶対服従を強いていきます。新たに導入される生徒・保護者の授業評価のシステムへの取り込みでは、生徒評価の低いことを理由に一定比率の教

も裏付けられました。その後、2010年12月19日に、橋下教育改革と新勤評制度を許さない全国集会を開催し、大阪はじめ全国の新勤評制度を撤廃させる運動の拡大を呼びかけました。大阪府・市の教育・職員基本条例の具体化の下で教育は一層破壊され、新勤評制度はさらに改悪されようとしています。あくまでも反対の声を上げ続けましょう。

高校で予想される授業評価のスタイルと試行内容

24日の教育委員会会議では、高校では全校・全教員共通の質問として「授業内容に興味関心をもてた」「授業を受けて知識や技能が身に付いた」の2項目を含むこと、実施はホームルームで教科全員について行うことが示されました。ワーキンググループで示されたマークシート（左：一人9項目）から考えると、本当に形式的なものにしかありません。つまり、具体的な授業の改善には何の役にも立たず、ひたすら教員の評価のためにアンケートという本質が露骨に現れています。

ワーキンググループの議事次第、配付資料などがみたい場合は下の全国交流会のウェブサイトに掲載予定です。

【授業アンケート回答用紙】

第1回授業アンケート回答用紙 3年1組 3191

現代文		古典		応用英語		世界史			
青木	石橋	上田	江藤	青木	石橋	上田	江藤		
1	10	20	30	40	1	10	20	30	40
2	10	20	30	40	2	10	20	30	40
3	10	20	30	40	3	10	20	30	40
4	10	20	30	40	4	10	20	30	40
5	10	20	30	40	5	10	20	30	40
6	10	20	30	40	6	10	20	30	40
7	10	20	30	40	7	10	20	30	40
8	10	20	30	40	8	10	20	30	40
9	10	20	30	40	9	10	20	30	40
数学B		数学III		化学I		体育男(球)			
佐藤	佐藤	須藤	藤田	藤田	藤田	藤田	藤田		
1	10	20	30	40	1	10	20	30	40
2	10	20	30	40	2	10	20	30	40
3	10	20	30	40	3	10	20	30	40
4	10	20	30	40	4	10	20	30	40